

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

1 日 時

令和2年 3月24日(火)

開会 9時30分

閉会 10時44分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、黒田美和委員、原田佳子委員
大森達也委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)、副教育長 宮路正弘
次長(教職員担当) 梅村和弘、次長(学校教育担当) 長谷川敦子
次長(育成支援・社会教育担当) 森下宏也、次長(研修担当) 吉村元宏
教育総務課 課長 榎屋眞
教育政策課 課長 上村和弘、課長補佐兼班長 一尾哲也、主査 小瀬古大輔
主査 松野あゆみ
特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆、
指導主事 遠藤純子
学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘
社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 伊藤裕偉、主幹 齋藤清美
教職員課 課長 早川巖、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 大屋慎一、
班長 山北正也、班長 奥山充人、主幹 水谷匡利、主幹 湯浅秀紀、
主査 松村敏明、主査 田中誠
福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭
教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西晃弘、班長 天野長志、
主査 澤村浩幸
高校教育課 課長 諸岡伸、班長 萬井洋、指導主事 宇陀和彦、
指導主事 西大希
文化振興課 課長 辻上浩司
人権教育課 課長 宇仁田元、班長 若山公治
人権教育監 久野嘉也

5 議案件名及び採択の結果

	審議結果
議案第73号 三重県教育ビジョン(案)について	原案可決
議案第74号 三重県特別支援教育推進基本計画(案)について	原案可決

議案第75号	県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び 実施計画（案）について	原案可決
議案第76号	第四次三重県子ども読書活動推進計画（案） について	原案可決
議案第77号	三重県立学校における教育職員の在校等時間の 上限等に関する規則案	原案可決
議案第78号	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改 正する規則案	原案可決
議案第79号	三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正 する規則案	原案可決
議案第80号	三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正 する規則案	原案可決
議案第81号	知事の補助職員等に対する教育委員会の権限 の一部委任等に関する規則の一部を改正する 規則案	原案可決
議案第82号	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規 則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第83号	三重県立学校における学校運営協議会の設置に 関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第84号	三重県教育改革推進会議の委員の任命について	原案可決
議案第85号	令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施 方針（案）について	原案可決
議案第86号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第87号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第88号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第89号	職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教 育学校）について	原案可決

報告題件名

報告 1	「人権教育サポートガイドブック」について
報告 2	令和2年度事務局職員の人事異動報告について
報告 3	令和2年度県立学校教職員の人事異動報告について
報告 4	令和2年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報 告について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（3月9日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、議案第84号、議案第86号から89号、報告2から報告4は、審議に人事に関する情報が含まれるため、議案第85号は公表前のため非公開とすることを決定する。

公開の議案第73号から議案第83号を審議し、公開の報告1の報告を受けた後、非公開の議案第84号から議案第89号を審議し、報告2から報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第73号 三重県教育ビジョン（案）について （公開）

（上村教育政策課長説明）

議案第73号 三重県教育ビジョン（案）について

三重県教育ビジョン（案）について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育ビジョン（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめくりください。三重県教育ビジョン（案）の冊子です。前回3月9日の定例会におきまして、最終案をご説明させていただきました。その後、12日の教育・警察常任委員会においてもご報告をさせていただきましたが、特に大きなご意見はございませんでした。

その後、精査等を行いまして字句の修正、脚注の追加等を行いましたが、大きな変更はございません。本日、お認めいただきましたら、案が取れた形となりまして、その後、データを示すグラフや図表、策定経過等を加え冊子化、リーフレット化を行う予定としております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第73号はいかがでしょう。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第74号 三重県特別支援教育推進基本計画（案）について（公開）

（赤尾特別支援教育課長説明）

議案第74号 三重県特別支援教育推進基本計画（案）について

三重県特別支援教育推進基本計画（案）について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県特別支援教育推進基本計画(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県特別支援教育推進基本計画（案）について説明させていただきます。3月9日の教育委員会定例会時に報告をいたしました本計画の最終案から、字句修正以外の大きな変更点はございません。また、本最終案は3月12日の教育警察常任委員会に報告いたしました。

本計画案についてご承認をいただきました場合、三重県特別支援教育推進基本計画として公表し、本計画に基づき、早期からの一貫した切れ目ない支援を行うことで、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの学びが、より充実したものとなるよう、具体的な取組を進めてまいりたいと考えています。

なお、本計画はホームページに公表するとともに、県立学校及び市町教育委員会、関係機関等に配付することにより周知を図ってまいります。

また、数値目標の達成状況につきましては、自己評価を行い、検証してまいりたいと考えています。

【質疑】

教育長

議案第74号はいかがでしょう。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第75号 県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）について（公開）

（池田学校経理・施設課長説明）

議案第75号 県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

県立学校施設に係る長寿命化計画（案）及び実施計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

長寿命化計画（案）及び実施計画（案）ともに内容の変更はございません。

【質疑】

教育長

議案第75号はいかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第76号 第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）について （公開）

（林社会教育・文化財保護課長説明）

議案第76号 第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）について

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

第四次三重県子ども読書活動推進計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

前回3月9日に最終案をご説明させていただきましたが、それと殆ど変わっていないのですが、大きく変わった点が1点ございます。別冊の36ページをお開きください。成果目標の部分の実績、令和元年度の欄です。実は②のボランティアと連携している小・中学校の割合と、④の一斉読書、⑤学校司書、⑥計画的に授業を行った割合について、令和元年度の実績値が、ついこの間、判明しましたので入れさせていただきました。

その結果、特に②のボランティアと連携する小中学校の割合に関して、目標数値を小学校76%、中学校28%に置いていましたが、実績がこの目標値を上回るということで、目標値を上方修正させていただき、小学校95%、中学校52%とさせていただきました。

【質疑】

教育長

議案第76号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第77号 三重県立学校における教職員の在校等時間の上限等に関する規則案

(公開)

(早川教職員課長説明)

議案第77号 三重県立学校における教職員の在校等時間の上限等に関する規則案
三重県立学校における教職員の在校等時間の上限等に関する規則について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長
提案理由

三重県立学校における教職員の在校等時間の上限等に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則案です。2ページに要綱がありますので、2ページをご覧ください。この規則案の提案理由については、先の2月のこの定例会で、国の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことにより、公立学校職員の勤務時間休暇条例を変更するというのをかけさせていただきました。それに基づき、三重県立学校におけるこの在校等の上限に関する規則を新たに制定するものです。

「2 改正内容」をご覧ください。中身としては、教育職員の健康福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理等を定めることを目的にしております。

中身としては、超過勤務における上限時間として、原則、月45時間、年360時間を設定いたします。

施行日は2年4月1日です。

【質疑】

教育長

議案第77号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第78号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案 (公開)

(早川教職員課長説明)

議案第78号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページに新旧対照表が載っております。

3 ページの規則案要綱をご覧ください。これは来年度の教育委員会事務局の組織について、所要の改正を行うこと等に伴い、この規則の一部改正を行います。

主な内容として、新たな職として本庁に副課長、係長を設置します。地域機関において、課長代理の職務の権限について、一部見直します。

また、教育財務課の分掌事務について、所要の改正を行います。

さらに、この組織規則の改正に伴い、改正が必要となる三重県教育委員会教育長事務専決規則において、この組織の附則において、所要の改正を行うものです。

【質疑】

教育長

議案第78号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第79号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案 (公開)

(林社会教育・文化財保護課長説明)

議案第79号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

中の説明につきまして、文化振興課長より説明していただきます。

(辻上文化振興課長説明)

お手元の資料の最終の6ページをご覧ください。博物館条例の施行規則の一部を改正する規則の要綱でございます。まず、理由としましては、この4月1日から、三重県の公文書等管理条例の施行がございます。これに伴いまして、博物館条例施行規則の条文を整備するとなっております。具体的には2つの理由がございます。まず1

つは、公文書等管理条例の施行に伴い、博物館がこれまで担ってきた歴史的資料として重要な公文書に係る事務のうち、歴史資料として重要な公文書の受け入れに係る事務を文化振興課の中に新たに「歴史公文書班」というものを設置いたしまして、その業務を移管することに伴い、関係条文を削除するものです。

2つ目の理由が、総合博物館が所蔵する行政刊行物の写しの交付を行うということですが、上記の公文書等管理条例に基づく特定歴史公文書等の写しの交付を、今回、新たに行います。これに伴い、利用者のサービスの向上を図るために、これまでは博物館では行政刊行物の写しのコピーをしておりませんでした。合わせて今回、追加するというので、必要な条文について追加をすることになっております。

【質疑】

教育長

議案第79号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第80号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案（公開）

（林社会教育・文化財保護課長説明）

議案第80号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容は一番最後の49ページをお開きください。2の改正内容です。大きく分けて3つの改正内容がございます。

1つ目は、県指定の文化財保存活用計画についてです。国の文化財保護法が改正されたことに伴い、国指定の文化財等保存活用計画は法律に位置づけられました。そこで前回、報告させていただきましたが、そのため、三重県文化財保護条例において、県指定文化財等保存活用計画を新たに位置づけました。そのため、その細則を規則として定めるものです。

2つ目は、市町が処理を行う事務についてです。上記の新たに位置づけた県指定の文化財等保存活用計画に係る申請書等に関しましては、市町等を経由することになっております。そのため、市町が処理する事務を規則の中で追加するものです。

3つ目は、様式についてです。新たに位置づけた県指定の文化財等保存活用計画に係る申請書等の様式を定める必要がありますので、その追加等を行うものです。

【質疑】

教育長

議案第80号については、いかがですか。よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第81号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第81号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから2ページが新旧対照表方式による規則改正案ですが、改正の概要につきましては、3ページの規則案要綱で説明させていただきます。

「1 改正理由」 地方公務員法の改正に伴い、総務事務課の補助執行に係る規定中、臨時職員について規定の整備を行う。

「2 改正内容」 （1）教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る規定中、臨時職員について規定の整備を行う。（2）その他規定の整備を行う。

「3 施行期日」 令和2年4月1日です。

この規則については、地方自治法の規定に基づきまして、本来は教育委員会の権限に属している事務の一部を知事部局へ委任しまして、委任又は補助執行させることに關し必要な事項を定めているという規則です。

規則第2条では、県立美術館等の県の文化施設の管理運営や事業の一部を知事部局の環境生活部長等に委任することを規定しております。

1ページの新旧対照表の第2条第3項の改正部分は、引用している規定の条項がずれたため、規定の整備を行うものです。

規則第3条については、教育委員会の事務局の職員と県立学校の教職員に支給する給与の認定や旅費の支給、非常勤職員の報酬の支給等に関する事務を知事部局の総務事務課の課長又は班長に補助執行させることを規定しております。

地方公務員法の改正によりまして、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員というものが創設されますが、それとともに臨時的任用職員の厳格化というのも図られます。これに伴いまして、これら職員の給与等の取扱いが一部変更されます。その変更に合わせて、総務事務課に補助執行させる内容について、規定の整備が今回必要になりまして、この新旧対照表の1ページ後段から2ページにかけての新旧対照表のとおり改正しようとするものです。

【質疑】

教育長

議案第81号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第82号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（奥田教育財務課長説明）

議案第82号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページから19ページまでが新旧対照表です。20ページから42ページまでが、新様式等です。

43ページをご覧ください。三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案要綱に基づき、改正理由、改正内容等についてご説明させていただきます。

「1 改正内容」をご覧ください。主な改正事項は4点です。（1）三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の様式「誓約書」、「借用証書」、「返還明細書」を廃止し、新様式「奨学金返還誓約書兼借用証書」を加えます。

「2 改正理由」については、下段の「2 改正理由」（1）の2段落目にございますように、これまでの「誓約書」、「借用証書」及び「返還明細書」をまとめて一つの様式として規定し、「奨学金返還誓約書兼借用証書」を貸与時に提出させることにより、奨学生及び保護者等の書類作成の負担軽減を図るものです。

上段の「1 改正内容」の（2）にお戻りください。連帯保証人の1人に対する履

行の請求の効力を、主債務者及び他の連帯保証人に生じさせるための誓約事項を「奨学金返還誓約書兼借用証書」に加えるものです。

改正理由については、下段（２）をご覧ください。現行民法におきましては、連帯保証人に対する履行の請求の効力は、奨学生及び連帯保証人にも生じていることから、奨学生等にも時効の中断の効力が生じております。

しかしながら、令和２年４月１日施行の民法改正により、連帯保証人に対する履行の請求の絶対的効力が認められなくなり、連帯保証人に対する履行の請求の効力は、奨学生等に生じなくなります。

改正民法施行後においても、連帯保証人に対する履行の請求の絶対的効力が奨学生等にも認められるようにするため、「奨学金返還誓約書兼借用証書」（第５号様式）及び「連帯保証人等変更申請書」（第１４号様式）に「連帯保証人の一人に対する履行の請求並びに連帯保証人の一人に生じた時効の完成猶予及び更新は、本人及び他の連帯保証人にもその効力が生じることを認めます。」との誓約事項を追加で規定するものです。

４３ページの上段の「１ 改正内容」（３）をご覧ください。規則に連帯保証人の条を加えるもので、裏面の４４ページの上段の（３）をご覧ください。これまでも保護者については、連帯保証人となっておりましたが、保護者が連帯保証人になることを明確にするために、連帯保証人の条を加えるものです。

その下の（４）は、その他所要の改正の理由です。奨学金の申込手続等は、規則、「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する事務処理要綱」及び「三重県高等学校等修学奨学金予約採用事務処理要綱」のそれぞれに規定されております。奨学金の申込手続等に関することをできる限り規則に規定し、貸与要綱及び予約要綱を統合することで奨学金の申込手続等を明瞭化するとともに、事務の簡素化を図るものです。

「３ 施行期日」です。令和２年４月１日からの施行としております。

最後に、次ページ４５ページ、４６ページに、今回の規則の改正案の概要としまして、これまで説明させていただいた項目も含め一覧表にまとめております。

【質疑】

教育長

議案第８２号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第８３号 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（諸岡高校教育課長説明）

議案第８３号 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されます。今回は、この法改正の条項ずれに伴い、県規則の一部を改正する規則案を提案いたします。

まず、1ページをご覧ください。この規則案の新旧対照表です。第1条について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律における学校運営協議会について規定する条項がずれましたので、「第47条の6に基づき」を、「第47条の5に基づき」に改めました。

なお、この規則は、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行される令和2年4月1日と同時に施行することといたします。

2ページは、先ほどの提案をまとめたものです。

【質疑】

教育長

議案第83号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 「人権教育サポートガイドブック」について (公開)

(宇仁田人権教育課長説明)

報告1 「人権教育サポートガイドブック」について

「人権教育サポートガイドブック」について、別紙のとおり報告する。令和2年3月24日提出 三重県教育委員会事務局 人権教育課長

別紙をご覧ください。「人権教育サポートガイドブック」は、「1 作成の目的」にありますように、学校において全ての教育活動の中で人権教育を総合的に進められるよう、教職員の資質向上を図るため作成をいたしました。

同じく「3 構成及び特長」の(2)特長をご覧ください。教職員が個人で行う自己の実践の振り返り、また、他の職員とともに行う校内研修など、幅広い機会を通して活用ができるよう、内容を構成しております。

また、人権尊重の視点に立った日々の指導や、子ども、保護者への人権に配慮した

対応を適切に行うために必要な手立てや知識について、わかりやすく提示をし、取りまとめました。

裏面をご覧ください。「4 配付予定」のとおり、全ての小中学校及び県立学校等に配付をし、「5 活用促進の取組」にございますように、その後、研修、またホームページなどで教職員へ周知・解説を行い、活用促進を図ってまいりたいと思います。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第84号 三重県教育改革推進会議の委員の任命について (非公開)

上村教育政策課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第85号 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

(非公開)

諸岡高校教育課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第86号 職員の懲戒処分について (非公開)

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第87号 職員の人事異動(事務局)について (非公開)

議案第88号 職員の人事異動(県立学校)について (非公開)

議案第89号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

(非公開)

報告2 令和2年度事務局職員の人事異動報告について (非公開)

報告3 令和2年度県立学校教職員の人事異動報告について (非公開)

報告4 令和2年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

(非公開)

早川教職員課長が一括して説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が本案を原案どおり可決し、本報告を了承する。